

平成 19 年度における都区財政調整協議の概要

1 協議経過の概要

今年度の協議は、昨年度の協議において、都区のあり方に関する一定の方向が出されるまでの間の当面の都区間配分率が合意されたことを受けて、安定的な配分率のもとでの特別区間の配分に区側の主体的な調整結果を反映させることを最大の課題として精力的に取り組まれた。

昨年度の協議結果は、①特別区の配分率を、三位一体改革の影響で 2%、都補助金の振替で 1% 引上げ、55% とすること、②特別交付金を 2% から 5% に拡充すること、の 2 点を基本に当面の都区間配分を整理し、長年の懸案であった都区間の財源問題に一定の区切りをつけるものであった。

この結果を踏まえて、区長会は、特別区による主体的な区間調整を行うべく税財政部会で検討を行い、7 月 13 日の総会で、自主・自律的な区間調整の一環として、現行算定の妥当性を検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする平成 20 年度財調協議に向けた大枠の方向性と取組みの方針を確認した。

また、この検討と平行して、特別交付金の割合が 2% から 5% に引上げられたことに伴う平成 19 年度の算定ルールを明確化するための 23 区間の協議を行い、7 月 13 日の区長会総会で了承された区案を都に提示した。これを踏まえた都案の提示を待って、9 月 3 日に持ち回りで開催された第 1 回都区財政調整協議会（以下「財調協議会」とする。）で協議を開始し、協議会の下命を受けて、9 月 14 日、10 月 26 日の 2 回にわたって都区財政調整協議会幹事会（以下「財調幹事会」とする。）で具体的な検討を行った。その結果、11 月 2 日に持ち回りで開催した第 2 回財調協議会でとりまとめが行われ、11 月 16 日の区長会了承後に持ち回りで開催された都区協議会で、平成 19 年度における特別交付金の算定ルールを合意した。

一方、平成 20 年度都区財政調整に関する区側提案事項については、区長会が示した方針に従い、決算分析や各区の意向を踏まえて調整が行われ、43 項目の改善提案を行うこととなり、11 月 16 日の区長会総会で決定された。

平成 20 年度都区財政調整協議は、12 月 3 日に第 3 回財調協議会が開催され、都区の協議が開始された。

具体的な検討は、財調幹事会に下命され、12 月 5 日、14 日、26 日及び 1 月 7 日の 4 回にわたって協議が行われた。

12 月 26 日の第 5 回財調幹事会では、都側から財源状況が示され、平成 19 年度は、調整税等の伸びにより、当初算定時の差額約 97 億円と合わせて約 460 億円の追加交付が可能と見込まれた。

平成 20 年度については、調整税等の伸びに加えて、平成 19 年度限りの算定となっている道路改良事業の道路改良率の変更や、減債対策経費の算定 1,173 億 46 百万円と合わせて、約 1,652 億 69 百万円の追加需要算定が可能な見込みとなった。

懸念された税制改正の影響については、「ふるさと納税」及び「法人事業税の一部国税化」が与党税調の税制改正大綱に盛り込まれたものの、都区財政調整への直接的な影響は回避され、また、区側提案の実現についても、協議が難航したものの、一定程度反映されることとなったこともあって、1 月 7 日の第 6 回財調幹事会において、平成 19 年度再調整及び平成 20 年度フレームの内容が整理され、1 月 9 日の第 4 回財調協議会において、とりまとめが行われた。

財調協議会の協議結果は、1 月 16 日開催の区長会総会で了承された。また、1 月 18 日の区長会総会臨時会では、都側から平成 19 年度再調整方針案並びに平成 20 年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案の説明を受け、これを了承した。

その後、2月4日開催の都区協議会において、平成20年度都区財政調整及び平成19年度再調整について、正式に都区合意された。

なお、1月18日発表の都の20年度予算原案では、都市計画交付金が180億円から20億円減額されたが、増額の要望を行った結果、2月4日発表の復活予算案で、19年度より5億円増の185億円となった。

2 平成20年度財調に向けた大枠の方向性等

都区財政調整制度は、平成12年の都区制度改革によって、特別区の自主性及び自律性を高める観点から見直しが行われ、法律上の財源保障制度として明確に位置づけられたにもかかわらず、毎年の都区協議においては、特別区相互間の自主・自律的な調整が十分に反映されないなど、改革の趣旨に沿った運用がなされていない状況にある。

このため区長会として今後の対応方針を整理すべく、今後の税財政制度のあり方についての検討と合わせて、平成20年度財調に向けた大枠の方向性を区長会の税財政部会で検討することとなった。税財政部会は、各区長のアンケートを実施し、その結果を踏まえて検討を重ね、以下のように平成20年度財調に向けた大枠の方向性と具体的な取組みの方針をとりまとめ、7月13日の区長会総会で了承された。

(平成20年度財調に向けた大枠の方向性)

○自主・自律的な区間調整の一環として、現行算定の妥当性を検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。

(平成20年度財調提案とりまとめにおける具体的な取組み)

○区側独自に決算分析を行って、単価、数量等、標準区経費の妥当性を検証し、主体的に特別区の実態に見合った見直しを行う。

○各区の自主性・独自性を担保するため、基礎的・普遍的な事業分野の的確な積算を担保しつつ、算定の標準化、一定の行政分野の包括算定化を進める。見直しにあたっては、区間配分への影響に十分配慮する。

(その他の個別検討項目について)

○自主財源率及びその他行政費については、住民税フラット化の影響を検証した上で、これまでの見直しの経緯や各区の意見も踏まえながら対応を検討する。

○特別交付金の平成20年度以降の取扱いについては、平成19年度の算定ルールに関する今後の整理を踏まえるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図っていく方向で検討する。

○東京バッシングへの対応については、既に区長会として表明した「東京富裕論への反論」を基本に、秋の税制改正議論に向けて対応を検討する。

(今後の税財政制度のあり方について)

○都区のあり方に関する検討の推移を見ながら、今後の税財政制度のあり方について、引き続き検討する。

3 特別交付金の算定ルール

昨年度の協議の結果、特別交付金の割合を2%から5%に変更することとなったが、特別交付金の枠の拡大に伴い、算定者である都の恣意性を極力排除し、算定の透明性、公平性をこれまで以上に確保する必要がある。このため、平成19年度における算定に支障が生じないように、別途、早期に具体的な算定ルールを都区間で協議することとされた。

区側は、3月に各区財政担当課を通じて行った特別交付金に関するアンケートの

集計結果を踏まえて論点整理を行い、5月下旬から4回にわたって財政課長会幹事会で議論を重ねて算定ルール(案)を整理し、財政課長会、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、7月13日開催の特別区長会総会で区側案をとりまとめた。その際、算定事業名の公表の取扱いについては、20年度財調協議の取りまとめの際に改めて整理することとなった。

その後、区側の考え方を踏まえた都案が示されたことを受けて、9月3日に第1回財調協議会が、持ち回りで開催され、具体的な検討が、財調幹事会に下命された。財調幹事会では9月14日及び10月26日の2回協議が行われた。

都案は、区案を踏まえたものであったことから、算定ルールとして定める事項の基本的な部分については区側提案と概ね一致していたが、なお調整すべき事項があった。

幹事会での争点は、

- ① 算定項目の区分の仕方
- ② 区有施設老朽化への緊急対応に関する算定ルール
- ③ 特別交付金算定残の取扱い
- ④ 特別交付金を区施行の連続立体交差化事業など将来の財源配分問題に影響させないこと
- ⑤ 平成20年度以降の特別交付金の取扱い

という5点であった。

このうち④については、第1回財調幹事会において、都区のあり方検討委員会など各々の検討結果に沿って整理し、特別交付金の財源を将来の財源配分問題に影響させないことの確認が行われた。

区側は、第1回財調幹事会を踏まえた区案の整理を行い、10月16日の区長会総会で協議状況を報告するとともに、以下のとおりとりまとめの方向性を確認した。

- ・ 算定項目の区分については、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例第5条の条文に従って項目を整理する。
- ・ 区有施設老朽化への対応は、算定対象を普通交付金算定対象外施設とし、平成9年度で協議の整った投資的経費の見直し(メニュー化方式)を踏まえ、具体的な算定対象施設を例示する。
- ・ 交付回数や算定残の取扱いについては、合理的な算定方法を都区で確認する。

10月26日の第2回財調幹事会では、基本的に区長会で確認したとりまとめの方向性に沿った整理を行い、11月2日に第2回財調協議会を持ち回りで開催してとりまとめを行った。

その後、11月16日の区長会総会で協議結果が了承され、同日付けで持ち回りの都区協議会を開催し、特別交付金の算定ルールを合意した。

平成20年度以降の特別交付金の取扱いについては、区側は、

- 透明性・公平性を確保する観点から、今後とも、必要に応じ改善の提案を行っていくこととする。
- 都区制度改革時における特別交付金の整理を踏まえ、可能な限り普通交付金による区間配分を行っていくことを基本に、特別交付金の割合については、住民税のフラット化に伴う激変緩和の見直しの時点で、各区の申請状況を見ながら再度協議する。

という考え方を提案したが、都側は、

- 平成19年度財調協議に基づき特別交付金の割合5%は本則として改正したもので、考え方は去年の協議の際と変わらない。

という基本的考え方を示し今後の協議課題となった。

なお、11月27日に実施した各特別区事務担当者向けの説明会の際、都から、災害等に要する経費のうち、「職員手当等事務費」については、既に普通交付金で標準算定されていることから、特別交付金では算定しないとの説明が行われた。その

後の協議の結果、水害等への対応に係る職員手当等事務費については、「水防本部設置後に要した経費」について算定することと整理された。

4 平成 20 年度都区財政調整区側提案事項

平成 20 年度都区財政調整に対する区側提案は、区側が主体的に改善に取り組む区長会の方針に基づき、各ブロックでまとめた内容をもとに、財政課長会幹事会で、9月28日、10月1日、12日、18日及び23日の計5回にわたって検討し、整理を行った。その結果は、26日開催の財政課長会総会、その後の企画・財政担当部長会、副区長会を経て、11月16日の区長会総会で了承された。

提案事項の取りまとめにあたっては、各区の決算実績と財調算定額の比較分析を行い、費目ごとの乖離状況を踏まえて、単価改善、経費算定の充実、新規需要の算定、算定方法の改善等の改善策を各ブロックから出し合った。調整の結果、特別区の実態を踏まえた新規算定や単価・規模等の見直し、算定方法の簡素化・包括化等の改善、昨年度に都の補助金を振り替えた事業の標準算定化、医療保険制度改革に伴う経費算定の見直し、19年度に合意したルールでの特別交付金の運用と事業名の公表等を提案することとなった。

○ 平成 20 年度都区財政調整区側提案事項

特別区においては、新たな高齢者医療制度など少子高齢化への対応や、老朽化した公共施設の更新をはじめ、喫緊に対応しなければならない行政課題が山積している。

一方、昨年度の都区財政調整協議において、都区のあり方に関する一定の方向が出るまでの当面の安定的な都区間配分について合意したことを踏まえ、特別区間の配分については、より一層特別区が主体的かつ自律的に調整を図っていくことが求められるところとなった。

このため、平成 20 年度都区財政調整にあたって、特別区の直面する行政課題に的確に対応できるよう、各区の実態を踏まえつつ、特別区間で協議を行い、改善策をとりまとめたので、以下のとおり提案する。

都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区の調整結果を最大限尊重し、区側提案に沿った整理がされるよう、積極的に協議に応じられたい。

1 都区間の財源配分に関する事項について

大規模な税制改正等が実施される場合には、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと。

2 特別区相互間の財政調整について

特別区の実態を踏まえた適切な算定となるよう、区側の主体的な調整内容を基本に整理すること。

5 第 3 回都区財政調整協議会（平成 19 年 12 月 3 日）

第 1 回および第 2 回財調協議会は、特別交付金の算定ルールに関する協議を行ったことから、平成 20 年度都区財政調整に関する協議は、第 3 回財調協議会からとなった。

1 協議内容

都側は、東京富裕論に関する議論では、特別区に対し大変厳しい視線が向けられている状況であるとしたうえで、東京富裕論にも耐え得るような財調算定の一層の適正化を図ることが重要との考えを示した。

区側は、昨年度の財調協議において、都区のあり方に関する一定の方向がでるまでの当面の安定的な配分率について合意しており、このことを踏まえ、特別区間の配分について、特別区が主体的かつ自律的に調整を図っていく視点からとりまとめたものであるとしたうえで、次のとおり考え方を示した。

- ① 都区間の財源配分に関する事項について、大規模な税制改正等が実施される場合には、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと
- ② 特別区相互間の財政調整について、標準区経費の見直しとして、単価等の見直しや算定の簡素化・包括化、また特別区の自治の拡充に資することを目的に区の自主事業として振り替えた事業の整理及び医療制度改革関係経費など、特別区の実態を踏まえた適切な算定となるよう、区側の主体的な調整内容を基本に整理すること

なお、特別交付金について、算定事業名を今年度交付分から公表する扱いとしていただきたいとの提案を行った。

以上の都区双方の説明を踏まえて、平成 20 年度の財調協議に入ることとなった。協議では、区側から次の 3 点について意見があった。

- ・ 過誤納還付金の取扱いについて、特別区の合意のないまま、国に直接要請するという事は、都区の信頼関係を損なうものであること。
- ・ 区施行で実施することとなる場合の連続立体交差事業について、都施行と同様の財政措置が図られるべきであること。
- ・ 小中学校改築経費について平成 18 年 2 月に決着済とする都の考え方に対し、決着したのは過去の算定不足分の整理であり、将来の改築需要への対応は依然、特別区の喫緊の課題であるとした。また校舎耐震化経費の取扱いは、特別区の実態を踏まえた対応を求めるものであること。

これに対して、都は、次のとおり見解を示した。

- ・ 調整税の過誤納還付金は、毎年かなりの規模で発生し、都財政に大きな影響を及ぼしているものであり、法改正を求める都側のスタンスに変わりがないこと。
- ・ 連続立体交差事業については、都の補助要綱で決まるものであり、財調協議には馴染まないため、今後しかるべき時期に別途協議すべき事項であること。
- ・ 小中学校改築経費については、今後下命を行なう財調幹事会で具体的な協議を行うこと。

2 都側の総括的意見

- ・ 「都区間の財源配分」については、20 年度に大規模な税制改正等が実施された場合に配分割合の見直しを行うとの提案だが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないが、都及び区に対する税制改正の影響が明らかになった時点において、その影響を考慮し、適切に対応していく。
- ・ 「特別区相互間の財政調整」については、都区財政調整の財源には市町村民税法人分を含むことから、景気変動の影響を受けやすい性格がある一方、法制度上、財源の年度間調整機能が付与されていない。20 年度フレームの財源は余裕が見込まれるものの、今後の景気の先行きとしては企業業績の減速懸念や税制改正など先行きは不透明な状況である。区側から「特別区の主体的な調整内容を基本に整理すること」との提案があったが、財政需要の算定改善や見直しにあたっては、以上のことなどを十分留意しつつ、中期安定的な制度運用が出来るよう、都区双方で知恵を絞りあい、議論していく必要があ

ると考えている。

- ・ 特別交付金の算定ルールについては、先月、都区合意がなされたばかりであり、今回提案の「算定事業名の公表」については、先の財調協議においても議論とならなかつたもので、都区合意がなされて間もない今回の財調協議において提案される区側の真意が理解できない。
- ・ また、特別交付金の割合に係る協議の提案をされているが、特別交付金の割合については、ご承知のとおり、条例本則において改正している。
- ・ 現時点では、19年度分の申請も頂いていない状況であるので、意見は控えさせていただく。
- ・ 住民税のフラット化に伴う激変緩和措置の取扱いについては、対象区である、港区、渋谷区の平成19年度特別区民税の課税状況を勘案すると、平成20年度決算見込みを踏まえての再協議となると考えている。その際には、住民税のフラット化に伴う激変緩和措置のあり方に止まらず、その時点までの申請状況を踏まえて、算定項目、交付率、算定残等、算定ルールの内容を総合的に検証し、必要に応じ協議を行うものと考えている。

3 区側の総括的意見

- ・ 都区間配分については、来年度の税制改正等の動向次第であるが、23区間の配分については、特別区が主体的に調整した内容を基本に整理することが、今回の協議における最大のポイントであると考えている。
- ・ その際、先程「昨今の東京富裕論にも耐えうることが重要」との発言があったが、特別区は、徹底した行財政改革を行いながら少子化対策や防災対策など膨大な行政需要に対応しているところであり、特別区の実態を需要額に適切に反映させるべきものと考えている。
- ・ 特別交付金の事業名を公表する提案について、「区側の真意が理解できない」との発言があったが、今回の提案は、先の協議で整った算定ルールを基に、算定事業名の公表方法について協議をお願いするものである。
- ・ また、「住民税のフラット化に伴う激変緩和措置」を見直す際には、特別交付金の割合についても、申請状況等総合的な観点から協議が必要になると考えている。

5 都区財政調整協議会幹事会(第3回～第6回)での協議における都区の意見

財調協議会の下命を受けて、財調幹事会における協議が、12月5日の第3回から計4回にわたり行われた。その結果、最終回の1月7日の第6回財調幹事会において下命事項のとりまとめを行った。

1 財調幹事会での協議内容

(1) 都補助事業177億円の標準算定化

- ・ 昨年度の協議において都の補助事業から区の自主事業に振替が行なわれ、19年度は暫定的に福祉サービス安定化事業費で一括して算定した事業について、標準算定化するための協議を行った。
- ・ 都側からは、今回新たに算定する経費については、都の補助事業の内容を基本として整理するとともに、実施区が少ない事業は、態容補正で算定したいとの考え方が示された。
- ・ 区側は、区の自主事業となった経緯を踏まえ、特別区の事業実態を基本に整理すべきであり、原則として態容補正ではなく標準経費とすべきと主張した。
- ・ 協議の結果、従来算定で既に態容補正とされているものを除き、区の事業実態も踏まえて単位費用化することとなった。

(2) 包括的算定

- ・ 区側から、各区が自主性を発揮して取組んでいる事業分野をひとつの施策として捉えて包括的算定を行う事業として、5事業を提案した。
- ・ 都側は、普遍性が認められない事業を含む包括的算定は、現行制度上とりうる余地は無いとの考え方を示した。
- ・ 協議の結果、個別事業の積み上げでは対応できない分野もあることを確認し、外国人生活支援事業、文化振興事業等について一部包括的な算定を行うこととなった。

(3) その他の主な協議事項

- ・ 小中学校校舎耐震補強工事費については、都側から校舎分は所用額を算定済みであり、屋内運動場分を新たに算定する旨の提案があった。区側から校舎についても引き続き整備が必要な旨主張し、校舎分の所用額は19年度再調整で、屋内運動場分は20年度に、それぞれ一括して算定することとなった。
- ・ 20年度から施行される医療保険制度の改正に伴い、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度事業、健康診査経費等関連経費の整理を行った。
- ・ その他、単価・数量等の見直し、新規算定、算定改善等16項目の標準区経費の見直し、及び2項目の算定の簡素化（態容様補正の廃止）を行った。また、財源状況及び協議の状況を踏まえ、6項目の臨時的算定を行うこととした。
- ・ 特別交付金の算定事業名の公表については、都側から、事業名のみを公表した場合、公表結果に誤解を招くおそれがあるため、公表のあり方については、時間をかけて十分議論する必要があるとの考え方が示され、引き続き協議する課題となった。

2 都側の総括意見

- ・ 今年度の協議にあたっては、昨年度都区合意した配分率のもとにおける中期安定的な財調運用の確保という観点のほか、好調な財源状況の中においても、昨今の東京富裕論という国、他団体等からの厳しい視線というものも十分認識しつつ、協議に臨んできたところである。
- ・ 協議の結果、区側提案のうち、とりまとめに至らない項目も多数あり、区側として複雑な思いがあることは理解している。区側においては、近年、区側提案の大きな柱として、「自主・自律的な区間配分」という事項を掲げ、特別区の調整結果を最大限尊重することを求められている。
- ・ 都としても、特別区における自主自律的という基本方針は十分尊重しているが、その一方で、特別区への財源保障を担う都の立場としては、提案内容が、法制度に照らし妥当であるのかどうかという観点から、今回の協議では様々な意見を申し上げさせて頂いたところである。申すまでもなく、財調制度は地方自治法に規定された制度である。基準財政収入額や基準財政需要額の算定方法は、自治法施行令において、地方交付税の算定方法に準拠することが求められている。
- ・ その一方で、都としては、日本の首都であり、その中心部の大都市である23特別区の基準財政需要が、地方交付税における市町村の標準団体に適用される経費水準とは異なることも重々承知しており、これまで、決して地方交付税横引きで算定するようなことはしていないと都側は認識している。また、基準財政需要額を算入する基準としては、区側意見もあったが、どこまでが自主財源事業で、どこまでが標準的需要であるかの線引きについては、なかなか難しい作業と思う。しかしながら、少なくとも財調制度が自治法に規定された制度である以上、基準財政需要額に算入するにあたっては、あくまで法令解釈に則って判断するべきものであると考えている。今回の協議の過程では、この辺の法令解釈の認識が、都側と区側で大きく異なっているように

感じられた。本日、こうしてとりまとめに至ることができたが、来年度以降も財調協議を円滑に行うためには、法令解釈における認識の共通化が重要だと考えており、今後も、十分議論を行っていきたいと考えている。

- ・ 最後になるが、平成 20 年度は 1,200 億円を超える財源対策を行うこととなる。財源の年度間調整機能が付与されていない財調制度を中期安定的に運用するためには、必要な対策と考えているが、財調制度をよく認識していない他の自治体等の目には、決して好ましい状況とは映らないのもまた事実である。また、好調な財源状況も、昨今、企業業績の下振れ懸念が報じられているところであり、今後の見通しについては、全く不透明の状況である。こうしたことから、今後の都区を取り巻く環境は、一層厳しい状況が予想されるが、これからも、区側と真摯な議論を行いながら、財調算定の適正化、制度の中期安定的運用に取り組んでいきたいと考えている。

3 区側の総括意見

- ・ 昨年度の協議では、都区のあり方に関する一定の方向が出るまでの「当面の安定的な配分率」について合意をした。併せて、この配分率をもって、都区双方が責任ある行財政運営を行っていくことを確認したところである。この都区合意を踏まえ、平成 20 年度財調協議では、特別区が主体的に調整した内容を基本に整理することが最大の課題であると考えて、提案のとりまとめにあたっては、区長会方針に基づき、決算分析によって標準区経費を検証し、算定の改善や簡素化を行い、更に経費の統合、包括化の提案を行ったところである。
- ・ これまで 3 回の幹事会協議を通じ、「都補助金 177 億円の振替事業の整理」や、「包括算定」、「投資的経費の改築サイクルの見直し」など、様々な議論を経て、本日、ようやく、平成 19 年度再調整、平成 20 年度当初フレームについて、財調幹事会としての協議をとりまとめることができた。
- ・ しかしながら、特別区が主体的に調整した内容を基本に協議を整えることができたのかどうかは、非常に心許無いところであり、需要額算定のあり方については、今後、引き続き協議すべき重要な課題が残されていると考えている。協議の中で幾度となく、都側から、「特別区の実績実態だけではなく、地方交付税の水準や都内市町村との均衡も考慮すべき」との発言があった。改めて申し上げるまでもなく、財調では基準税率が 85% であること、又、都区間配分後の調整財源が 100% 算定されることなど制度面からみても、財源保障される基準財政需要は、地方交付税が捕捉する行政水準を超えるものであり、いわゆる地方交付税上の「自主財源事業」までも含むものであって、特別区が抱える大都市特有の切実な行政需要を最大限尊重して需要額算定に取り込むべきであることを、来年度の協議に向けて、改めて申し上げておく。ただ、どこまでが「特別区の標準」なのかといった点については、なかなか線引きが難しい作業であり、今回の協議を、単に個別事項の判断で終わらせるのではなく、お互いが同じ土俵に乗って協議が行えるルール作りへ繋げて行くことが必要である。標準経費のあり方については、引き続き都区で整理していくべきだと考えている。
- ・ 今回の協議の中で、投資的経費のあり方に関して、平成 9 年度のメニュー化方式の導入を引き合いに、都側から「平成 24 年度の見直しを目途に、今後、都区の検討会を設置し、議論を行うべき」との発言があった。この点について、区側は、平成 9 年度のメニュー化に伴う整理は、あくまでも単年度の標準区ベースの平均的なモデルを設定したものであり、平成 24 年度の見直しが前提となっているものではないと認識している。その上で、まずは区側内部で投資的経費のあり方について課題を整理し、十分な議論を行う必要がある。

現時点では、「都区の検討会の設置」に関して言及はできないが、今後適切に対応して行きたいと考えている。

- 最後に、昨年度の協議で、区側から算定基準の透明化・明確化について問題提起をした。今年度は、「知事が定める事項」など財調算定における補正について整理を行い、「算定基礎資料」としてとりまとめた。来年度においても、引き続き、「算定の基準の透明化・明確化」に取り組みたいと考えているので、都側のご協力をお願いします。

6 第4回都区財政調整協議会（平成20年1月9日）

1 協議内容

第4回都区財政調整協議会では、はじめに、財調幹事会から協議のとりまとめについて報告が行われた。

次に、都側から平成19年度及び平成20年度の財調交付金の財源見通しについて次のように説明があった。

（19再調整財源見通し）

- 平成19年度の財源見通しについては、当初見込と比較して調整税等の総額は695億円の増であり、財調交付金の55%ベースでは、362億円の増となる。
- 当初算定の算定残が97億円発生しているため、最終的には460億円の算定残となる見込み。

（平成20年度財源見通し）

- 平成20年度の財源見通しについては、固定資産税は190億円の増、市町村民税法人分は519億円の増、特別土地保有税は、1,400万円の増、たばこ税調整額及び交付金調整額は合わせて82億円の減を見込む。
- この結果、調整税等の計は、1兆8,368億円となり、55%ベースでは1兆102億円で、これに18年度の精算分64億円を加えた交付金総額は、1兆166億円となり、普通交付金の額として9,658億円を見込む。
- 基準財政収入額は、合計で、額で389億円、率にして4.0%増の1兆237億円を見込んでいる。
- 基準財政需要額は、既定の見直し等を行なった結果、1兆8,242億円となっている。ちなみに、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として100億円を仮置きしている。
- 基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、平成20年度の普通交付金所要額は、8,005億円となり、普通交付金の財源が所要額に比べ、1,652億円の追加需要が見込まれる。

協議に入り、区側から次のとおり考え方を示した。

- 懸念された地方間の税収格差問題は、ふるさと納税の影響がどのように現れるかは不明だが、基本的に来年度への影響については、回避される見通しとなった。
- 今回の協議は、昨年度に合意した当面の配分率のもとでの区間配分の調整が中心となったが、区側としては、区側の主体的な調整結果を基本に整理することが最大のポイントであり、決算分析による標準区経費の検証や、特別区の抱える課題を踏まえて、算定内容の改善について提案を行い、協議に臨んできたところである。幹事会での協議の結果、区側から提案した事項が一定程度反映されることとなったことについては、都区双方の努力の結果として評価すべきことと考えている。
- しかしながら、基準財政需要額で捕捉すべき需要や算定方法のあり方をはじめ、特別交付金の算定事業名公表の取扱い、調整税に係る過誤納還付金の取

扱い、区施行の連続立体交差化事業の財源措置のあり方など、都区間の認識の相違から、解決しきれていない課題も残されている。本日の協議をとりまとめるにあたっては、これらの課題について、今後引き続き解決を目指していくことが必要であると考えている。

- ・なお、今回の協議の中で、固定資産税の軽減措置についての説明がなかったので、現在の措置を1年継続することと受け止めている。後ほど、説明を願いたい。固定資産税の軽減措置については、これまで、都区共同の施策として認識している旨をお伝えし、継続なり、変更する場合には、事前に十分特別区と協議するよう申し上げてきたところであり、この機会に改めて申し上げます。

都側からは、固定資産税の軽減措置について、以下のとおり回答があった。

- ・現在、予算編成中であり、最終的な結論は平成20年度予算原案発表時になるが、この減免措置は、来年度についても、継続することになると考えている。

2 区側の総括的意見

- ・今回の協議においては、区間配分の調整内容をめぐって、様々な観点から検討を行ってきたが、当面の懸案事項を中心に、一応のとりまとめを行うことができた。
- ・しかし、冒頭申し上げたとおり、都区双方が共通の認識に立てるよう、さらに協議すべき課題が残されている。とりわけ、区側としては、当面の配分率を合意した中での区間配分の問題は、特別区共有の財源をいかに合理的かつ公平に配分するかの問題であると認識しており、区側が主体的に調整した内容を基本に整理すべきものと考えている。
- ・そのためには、基準財政需要額で算定すべき事業の範囲と算定方法等について、特別交付金の算定や自主財源事業との関係を含めて、都区双方の共通理解を得ていくことが重要である。
- ・この点も含め、残された課題については、今後引き続き協議を行っていく中で解決を目指すこととし、平成20年度当初フレーム及び平成19年度再調整については、幹事会がとりまとめた内容で整理することを了承したい。

3 都側の総括的意見

- ・ただ今、区側委員から、平成19年度再調整及び平成20年度フレームについて、幹事会のとりまとめた内容で了承いただいたところであるが、東京都としても、この内容をもって、協議会のまとめとすることで了承させていただく。
- ・なお、区側総括意見において、「区間配分の問題は、特別区共有の財源をいかに合理的かつ公平に配分するかの問題であると認識しており、区側が主体的に調整した内容を基本に整理すべき」との発言がなされたが、財調制度は、申し上げるまでもなく、地方交付税の個別適用を受けない各特別区への財源保障を担うという重要な機能がある。
- ・このため、基準財政需要額については、単に合理的かつ公平な区間配分という面だけではなく、各特別区への財源保障のベースとなるものであることも、忘れてはならない点である。都側としては、制度上の基準財政需要額の考え方に都区で認識の差があることは、大変残念に思っている。来年度以降も、十分な議論を重ねて参りたいと考えている。
- ・最後に、今年度は地方税収格差の議論において、国や他団体等から都区の事例をあげての東京富裕論が展開され、その結果、平成20年度税制改正案において、都の法人事業税の一部が地方へ移転されることとなった。このことに

より東京富裕論が収束したわけではなく、来年度以降の都区を取り巻く環境は、一層厳しい状況となることが予想される。こうしたことを踏まえたうえで、適切な行財政運営を行っていく必要があると考えている。

- ・ 今後とも、財調制度の適正な運用を図るため、都区双方が様々な観点から意見を交換し、十分に議論を行いたいと考えている。区側の皆様のご理解とご協力を改めてお願いして、東京都の意見とさせていただく。

7 区長会総会（平成 20 年 1 月 16 日）

第 4 回財政調整協議会でのとりまとめた財調協議の結果について、以下のように報告があり、了承された。

- ・ 今回の協議では、昨年度に合意した当面の配分率のもとでの区間配分の調整が中心となったが、区側としては、区側の主体的な調整結果を基本に整理することが最大のポイントであると主張し、区長会方針に基づき、決算分析による標準区経費の検証や、特別区の抱える課題を踏まえて、算定内容の改善や包括算定の提案を行い、協議に臨んだ。
- ・ 協議の結果、当面の懸案事項を中心に、区側提案事項が一定程度反映されたことを踏まえ、平成 19 年度再調整及び平成 20 年度当初フレームを整理した。
- ・ しかしながら、基準財政需要額で捕捉すべき需要や算定方法のあり方をはじめ、特別交付金の算定事業名公表の取扱い、調整税に係る過誤納還付金の取扱い、区施行の連続立体交差化事業の財源措置のあり方など、都区間の認識の相違から、解決しきれていない課題も残されている。
- ・ これらの課題について、来年度、引続き都側と協議を行い、解決を目指すこととする。

8 区長会総会臨時会（平成 20 年 1 月 18 日）

東京都総務局長及び行政部長から、平成 20 年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに平成 19 年度再調整方針案及び特例条例案の説明があり、了承された。

【都の説明概要】

(1) 平成 20 年度都区財政調整方針案

- ・ 基準財政収入額について、三位一体改革による税源移譲後、2 年度目の影響を適切に反映するため特別区民税の算定方法を見直す。

(2) 平成 20 年度財調のフレーム

- ・ 固定資産税はほぼ横ばい、市町村民税法人分は堅調な企業収益を反映し一定の伸びを見込んでおり、これらの税を含めた調整税等の総額は、1 兆 8,367 億 83 百万円を見込んでいる。
- ・ これに 55%を掛け、18 年度の「精算分」を加えた平成 20 年度の交付金総額は、1 兆 166 億 15 百万円で、前年度と比べて 371 億 76 百万円の増となる。このうちの 95%が普通交付金 9,657 億 84 百万円、5%が特別交付金 508 億 31 百万円である。
- ・ 基準財政収入額は、これまでのトレンドや社会情勢を踏まえ、1 兆 237 億 23 百万円、前年度に比べて 389 億 41 百万円の増を見込んでいる。
- ・ 特別区民税は、景気回復による所得の伸びや納税義務者数の増などにより、前年度に比べて 6.9%の増を見込んでいる。
- ・ 財調協議会でとりまとめた、新規算定や算定改善等を含めた平成 20 年度の基準財政需要額は、1 兆 9,895 億 7 百万円で前年度と比べ 742 億 58 百万円の増となっている。

- ・ 基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた普通交付金所要額は 9,657 億 84 百万円となる。
- (3) 平成 19 年度再調整
- ・ 普通交付金の再調整額は、当初算定時の算定残に、税収増による交付金の増を加算した額で、459 億 94 百万円となる。
 - ・ 普通交付金所要額として追加交付する額は、459 億 80 百万円となるが、再調整の主な内訳は、経常的経費では、退職手当費のほか 2 項目の経費を、投資的経費では、小中学校改築等経費を追加算定している。
 - ・ 特別交付金に加算する額は、14 百万円である。
 - ・ 再調整後の交付金の総額は、普通交付金は 9,667 億 44 百万円、特別交付金は、508 億 95 百万円となる。

9 都区協議会（平成 20 年 2 月 4 日）

1 都知事発言要旨

- ・ 来年度の都区財政調整について合意に至り、本日の協議会を開催する運びとなった。ご尽力いただいた皆様に、感謝の意を表す。
- ・ 本日、平成 20 年度復活予算案を発表し、都の予算案が固まった。平成 20 年度は、昨年末に策定した「10 年後の東京」への実行プログラム 2008 の初年度として、将来の東京を見据えた先進的な取組を積極的に推進していく。
- ・ 今後、これらの取組を着実かつ迅速に実行するために、区市町村と手を携えて、都民・国民、企業、地域などを巻き込んだ広範囲なムーブメントを展開し、東京の持つ豊かな潜在力を開花させたい。「10 年後の東京」の実現に向け、特別区の協力を引き続きお願いしたい。
- ・ 我が国の経済を取り巻く環境が厳しさを増している中、首都東京がより機能的で魅力的な都市に発展していくことが、我が国を牽引する原動力となる。
- ・ 東京のさらなる発展のためには、東京の自治を担う都と特別区が、将来を見据えて、新たな都区関係を構築していくことが必要である。
- ・ 既に都区間で、再編を含めた特別区の区域のあり方や具体的な事務配分の検討が進められているが、特別区の再編は重要な検討課題である。
- ・ 今後も、積極的かつ発展的に議論し、これからの東京を築いていくために共に力を尽くしていきたい。よろしく願います。

2 区長会会長発言要旨

- ・ 今年度の都区財政調整協議は、昨年度に都区間で合意した当面の配分率のもとでの、特別区間の配分調整が主たる内容となった。私たちは、特別区の共有財源をいかに合理的かつ公平に配分するかという観点から、23 区間で主体的に調整を行い、その結果を反映させるべく協議に臨んだ。
- ・ 協議の結果、区側から提案した事項が一定程度反映され、また当面の懸案事項についてのとりまとめを行うことができたことは、都区双方の努力の結果として評価すべきものと考えている。
- ・ 一方、協議の過程では、基準財政需要額の算定内容や協議のあり方等をめぐって、都区間のさらなる共通理解を得る必要があることが浮き彫りとなった。また、地方税収格差問題については、石原知事をはじめ関係者の努力により都区財政調整への直接の影響は回避されたものの、法人事業税の一部譲与税化が予定されるなど、今後の都区の行財政への影響は予断を許さない状況にある。
- ・ こうした点も踏まえつつ、都区が連携して諸課題に取り組んでいくためには、都区間で十分協議を尽くしながら、より良好かつ緊密な関係を築いていく必

要があるものと考えている。

- ・ 現在行われている都区のあり方検討の中で、さらに建設的な協議が進められることを期待し、この協議案を了承する。

3 都副知事発言要旨

- ・ ただいま多田委員からご発言があったが、去年の地方税収の格差を巡る一連の議論の結果、平成 20 年度税制改正案において都の法人事業税の一部が地方へ移転されることになった。
- ・ このことにより、東京富裕論が収束したわけではなく、来年度以降の都区を取り巻く環境は一層厳しい状況となると考えられる。
- ・ こうした点を十分踏まえまして、今後、特別区と都がこれまで以上に適切な行財政運営に努める必要があると考えているので、区長の皆様方にもよろしく是非ご協力をお願いしたい。

都区財政調整協議等の経緯（平成19年4月～平成20年3月）

年月日	会 議 名	主 な 内 容
19. 4.19	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政課長会懸案事項について ・ 特別交付金算定ルールに関するアンケート集計結果
5.22	財政課長会新旧幹事会・ 総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政課長会懸案事項について ・ 幹事改選
	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて(第1回)
5.30	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて(第2回)
6. 4	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて(第3回)
6. 8	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて(第4回)
6.15	都区のあり方検討委員会 (第2回) 〈持ち回り会議〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会構成委員の指名 ・ 検討委員会運営規程
6.25	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて ・ 「東京富裕論」に対する緊急要請行動について
6.26	都区のあり方検討委員会 幹事会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区を取り巻く状況等について ・ 事務配分の検討の方向について
6.27	企画・財政担当部長会 役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の新たな算定ルール(案)について
6.29	区長会税財政部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別検討課題について
7. 2	副区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の新たな算定ルール(案)について
7. 5	区長会税財政部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の新たな算定ルール(案)について ・ 20年度財調に向けた報告書のとりまとめ
7. 6	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の新たな算定ルール(案)について
7.10	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の新たな算定ルール(案)について

年月日	会 議 名	主 な 内 容
7.13	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 年度財調に向けた報告書のとりまとめ 了承 ・ 特別交付金の新たな算定ルール(案)について
7.24	都区のあり方検討委員会 幹事会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務配分の検討の流れについて ・ 検討対象事務を選定するための基準について ・ 移管すべき事務を選定するための基準について
7.25	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 年度財調区側提案事項ブロック意見のとりまとめについて ・ 特別交付金の算定ルールについて
8. 2	(区長会の要望活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都への要望活動(区長会役員⇒都副知事等) 「平成 20 年度都の施策及び予算に関する要望について」
8.10	都区協議会(第1回) 〈持ち回り会議〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19 年度財調決定方針及び区別算定結果について都区合意
8.28	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19 年度財調区別算定結果について(区政課長説明) ・ 財政課長会懸案事項について
8.29	都区のあり方検討委員会 幹事会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管すべき事務を選定するための基準について ・ 都の事務のリストについて
9. 3	財調協議会(第1回) 〈持ち回り会議〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて財調幹事会に検討下命
9. 6	区長会税財政部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の税財政制度のあり方と検討スケジュールについて
9.14	財調幹事会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて協議
9.19	都区のあり方検討委員会 幹事会(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管すべき事務を選定するための基準について ・ 検討対象事務リストの整理について ・ 都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて ・ 今後の具体的な事務配分の検討の進め方について
9.28	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ(第1回)
10. 2	副区長会役員会・総会 財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールに関する協議状況について ・ 20 年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ(第2回)

年月日	会議名	主な内容
10.10	区長会役員会	・ 特別交付金の算定ルールに関する協議状況について
	都区のあり方検討委員会 (第3回)	・ 都区のあり方検討委員会幹事会からの報告について
10.12	財政課長会幹事会	・ 20年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ(第3回)
10.16	区長会総会	・ 特別交付金の算定ルールに関する協議状況について
10.18	財政課長会幹事会	・ 20年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ(第4回)
10.23	財政課長会幹事会	・ 20年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ(第5回)
10.25	(区長会の緊急要望)	・ 地方税収格差問題に係る要請行動(区長会役員⇒総務大臣、財務大臣、自民党都連) 「地方税収格差問題への対応について(要請)」
10.26	財政課長会幹事会・総会	・ 20年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ ・ 特別交付金の算定ルールに関する協議状況について
	財調幹事会(第2回)	・ 特別交付金の算定ルールについて協議 ・ 特別交付金の算定ルールに係る財調幹事会の協議内容のまとめ ・ 財調幹事会の協議終了
10.29	都区のあり方検討委員会 幹事会(第6回)	・ 特別区の区域のあり方の視点について
10.30	企画・財政担当部長会 役員会・総会	・ 20年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ ・ 特別交付金の算定ルールについて
11. 2	副区長会役員会	・ 20年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ 了承 ・ 特別交付金の算定ルールに係る財調幹事会の協議結果の報告
	財調協議会(第2回) 〈持ち回り会議〉	・ 特別交付金の算定ルールに係る財調幹事会の検討結果の報告 ・ 特別交付金の算定ルールに関する財調協議会の協議終了
11. 6	副区長会総会	・ 特別交付金の算定ルールに関する協議結果の報告 ・ 20年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ 了承

年月日	会 議 名	主 な 内 容
11. 9	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールに関する協議結果の報告 ・ 20 年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ 了承
11.16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールに関する協議結果の報告 ・ 20 年度財調区側提案事項(案)のとりまとめ 了承
	都区協議会(第2回) 〈持ち回り会議〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて都区合意
11.22	都区のあり方検討委員会 幹事会(第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事務配分の検討について ・ 特別区の区域のあり方について
11.27	企画・財政担当部長会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて
	特別交付金の算定ルール に関する説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別交付金の算定ルールについて説明
12. 3	財調協議会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 年度都区財政調整都側提案事項及び区側提案事項の説明、 都区双方の総括的意見、協議 ・ 財調協議会幹事会に検討下命
12. 3	副区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区のあり方検討について
12. 5	財調幹事会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 年度都区財政調整都側提案事項及び区側提案事項の説明、 都区双方の総括的意見、協議
12. 6	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区財政調整協議の状況報告 ・ 都区のあり方検討について
12.10	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区財政調整協議の状況報告 ・ 都区のあり方検討について
12.14	区長会税財政部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の税財政制度のあり方について ・ 都区財政調整協議の状況報告
	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区財政調整協議の状況報告 ・ 都区のあり方検討について

年月日	会議名	主な内容
12.14	財調幹事会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度都区財政調整都側修正提案及び追加提案の説明 ・ 20年度都区財政調整都区双方提案事項について協議 ・ 20年度都区財政調整都側提案事項について協議 ・ 20年度都区財政調整区側提案事項について協議
12.17	都区のあり方検討委員会 幹事会(第8回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事務配分の検討について ・ 特別区の区域のあり方について
12.18	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区財政調整協議の状況報告
12.25	企画・財政担当部長会 役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区財政調整協議の状況報告
12.26	財調幹事会(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度及び20年度の財源見通し ・ 20年度都区財政調整区側修正提案事項の説明 ・ 20年度都区財政調整都区双方提案事項について協議 ・ 20年度都区財政調整区側提案事項について協議
20. 1. 7	財調幹事会(第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度都区財政調整(再調整)区側提案事項の説明、協議 ・ 20年度都区財政調整都区双方提案事項について協議 ・ 20年度都区財政調整都側提案事項について協議 ・ 財調幹事会の協議内容のまとめ ・ 財調幹事会の協議終了
1. 9	副区長会役員会・総会 財調協議会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区財政調整協議の状況報告 ・ 財調幹事会の検討結果の報告 ・ 財調幹事会の協議結果について協議 ・ 財調協議会の協議終了
1.11	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財調協議会の協議結果の報告
1.16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財調協議会の協議結果の報告
1.18	議長会総会 区長会役員会臨時会・総 会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度都区財政調整協議について ・ 20年度財調方針(案)、フレーム(案)、財調条例改正(案) (都総務局長、行政部長説明) ・ 19年度財調再調整方針(案)、財調特例条例(案) (都総務局長、行政部長説明)

年月日	会議名	主な内容
1.21	企画・財政担当部長会 役員会・総会	・ 20 年度都区財政調整協議について
1.22	都区のあり方検討委員会 幹事会(第9回)	・ 都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて
2. 4	都区協議会	・ 20 年度財調及び 19 年度財調再調整について都区合意
2. 6	副区長会総会	・ 20 年度都区財政調整協議について (都区協議会会議概要)

〈会議名等：凡例〉

- ・ 財調協議会⇒都区財政調整協議会
- ・ 財調幹事会⇒都区財政調整協議会幹事会
- ・ 議長会⇒特別区議会議長会